

多賀城市長 菊地 健次郎 殿

多賀城市情報公開・個人情報保護審査会
会 長 石 川 雅 美

多賀城市情報公開条例第18条第1項に基づく諮問について（答申）

平成26年3月6日付け総務第2907号による諮問について、以下のとおり答申します。

1 審査会の結論

平成25年12月25日付け市街第438号により多賀城市長（以下「実施機関」という。）が行った公文書非開示決定に係る非開示部分の全部を開示すべきである。

2 不服申立て及び審査の経緯

- (1) 不服申立人（以下「不服申立人」という。）は、平成25年12月11日に多賀城市情報公開条例（以下「条例」という。）に基づき、市と議会との「部外秘」に関する合意文書及び「部外秘」文書に関する全ての資料を公開するよう請求した。
- (2) これに対し、実施機関は、平成25年12月25日に、条例第11条第2項の規定により、当該合意文書の不存在決定を行った。
- (3) また、実施機関は、当該「部外秘」文書は多賀城駅北開発株式会社（以下「再開発会社」という。）から提供を受けたものであり、当該「部外秘」文書を使用した第26回多賀城市議会東日本大震災調査特別委員会（以下「特別委員会」という。）を開催した平成25年10月10日時点及び開示請求を受けた同年12月11日時点においては、当該「部外秘」文書の内容は検討段階のものであったことから、これを公にすることは、再開発会社に不利益を与える、又は市民に無用の誤解を与えるおそれがあると認められ、今後の当該事業に係る意思形成に支障が生ずると判断し、同年12月25日に、条例第7条第6号の規定に基づき、当該「部外秘」文書に関する全ての資料の非開示決定（以下「公文書非開示決定」という。）を行った。
- (4) 上記(3)の公文書非開示決定に対し、不服申立人は、平成26年2月7日付けで異議申立てを行った。
- (5) 実施機関は、平成26年3月6日付け総務第2907号により、本件不服申立てに係る上記(3)の公文書非開示決定の相当性について、当審査会に諮問した。
- (6) 当審査会は、本件諮問に対し、平成26年3月12日、同年5月13日、同年7月15日及び同年8月7日に会議を開催し、実施機関の職員からの意見陳述を受けるとともに、本件諮問書、公文書開示請求書、同請求書に対する公文書部分開示決定通知書、異議申立書その他の参考資料に基づき検討を行った。
- (7) 上記検討に基づき、当審査会において本答申書を策定した。

3 当審査会の判断

- (1) 当該「部外秘」文書とは、多賀城駅北地区第一種市街地再開発事業により整備しようとしている施設建築物（施設建築敷地を含む。）の各階平面図及び断面図の案であり、特別委員会において、実施機関が市議会に対して「部外秘」とすることを前提として説明及び配布を行った資料である。
- (2) 実施機関は、当該「部外秘」文書について、特別委員会を開催した平成25年10月10日及び公文書非開示決定を行った同年12月25日のいずれの時点においても、その内容は検討段階のものであったことから、これを公にすることは、再開発会社に不利益を与える、又は市民に無用の誤解を与えるおそれがあると認められ、今後の当該事業に係る意思形成に支障が生ずると判断し、当該「部外秘」文書を一般に公開する時期としては、当該再開発事業に係る図面等の縦覧期間の開始を待つ必要があった旨を主張している。
- (3) 当該再開発事業に係る縦覧は平成26年2月18日から同年3月3日まで行われており、現時点においては、本件「部外秘」文書の内容は条例第7条に規定する非開示情報には該当しないものとなっていることが確認された。
- (4) このように、開示すべきとの不服申立てを受けている非開示部分が、時間の経過等により非開示情報に該当しないものとなった場合には、当審査会の判断を待つことなく速やかに開示すべきものと思料する。
- (5) よって、前記1記載のとおり、答申する。

以上